

小笠原諸島の振興開発に関する最近の動向

1. 新たな観光への取り組み

①エコツーリズムへの取り組み

・エコツーリズム推進法(平成20年4月1日施行)に基づき、エコツーリズムが目指す方向性と地域が推進する際の基本的な事項等を内容とする「エコツーリズム推進基本方針」の策定に向けて検討が行われている。

全国の取り組み

環境省では、地域においてエコツーリズムの仕組みづくりを実際に行うとともに、エコツーリズムに取り組む他の自治体などへの普及を目的とし、モデル地区を選定し、各地区の状況に応じた支援を実施(平成16年から3年間)。
なお、小笠原もモデル地区の1つ。

(参考)小笠原におけるエコツーリズム

東京都と小笠原村の協定に基づき、南島及び母島石門一帯において、「適正な利用のルール」に従い、エコツーリズムを推進中。

②ニューツーリズム創設・流通促進事業

・「グリーンツーリズム」「エコツーリズム」「産業観光」「文化観光」など、地域資源を活かした「体験型」「交流型」の新しい観光の創出等を目的とした支援事業。

・平成19年度は、ニューツーリズム旅行商品の流通を促進するためデータベースを構築するとともに、ニューツーリズム旅行商品創出のための実証実験を実施。

・実証実験において、「小笠原：太平洋戦争戦跡巡礼の旅」(民間旅行会社主催)が採択されている。

・平成20年度においても、引き続き「ニューツーリズム創設・流通促進事業」を実施しており、全国ベースで実証実験の候補を募集。

エコツーリズム推進法の概要

推進の枠組み

- 基本理念**
- 自然環境への配慮
 - 観光振興への寄与
 - 地域振興への寄与
 - 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

○市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。

○協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
→エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源(動植物の生息地等)の保護措置を規定。

全体構想の認定・保護措置

○市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。

○認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。

○市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

※主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

2. 防災対策について

東南海・南海地震に対する対策

平成14年7月26日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、国においては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の基本計画を策定し、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の基本方針や推進計画・対策計画の基本となる事項などを定めるとされている。また、関係都府県・市町村は、推進計画を策定し、津波からの防護及び円滑な避難に関する事項や避難地・避難経路等緊急に整備すべき施設の整備に関する事項などを定めることとされている。

・小笠原は、法に基づく推進地域に指定。(東南海・南海地震発生時に著しい津波被害が想定されるため、防災対策を推進すべき地域に位置づけ。)

東京都 → 法に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定。

津波発生時の応急対策における関係機関の役割等を明記。

小笠原村 → 法に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定。

応急・復興対策の基本的事項等を明記。

・小笠原諸島振興開発計画に基づく施設整備(診療所複合施設)等を支援。

(参考) 東京都・小笠原村の取組み

○ 東京都の取組み

平成17年2月16日に小笠原諸島の津波対策の充実・強化を図ることを目的として、東南海・南海地震の同時発生を想定した「津波浸水予測調査報告書(小笠原諸島)」を作成。

○ 小笠原村の取組み

村民だよりにより津波浸水予測図を村民に周知。
診療所複合施設を高台に整備中。浄水場を建替えに合わせ津波の来ない地点へ移転の予定。

津波浸水予測図について

小笠原村は、東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法の規定により、防災対策推進地域に指定されています。

このことにより、東京都では津波浸水予測図を作成しています。安全な避難経路の把握など避難行動の備えにご活用ください。

なお、この予測図はM8クラスの東南海・南海地震が同時に発生し、小笠原に來襲する場合の津波を推定したものです。

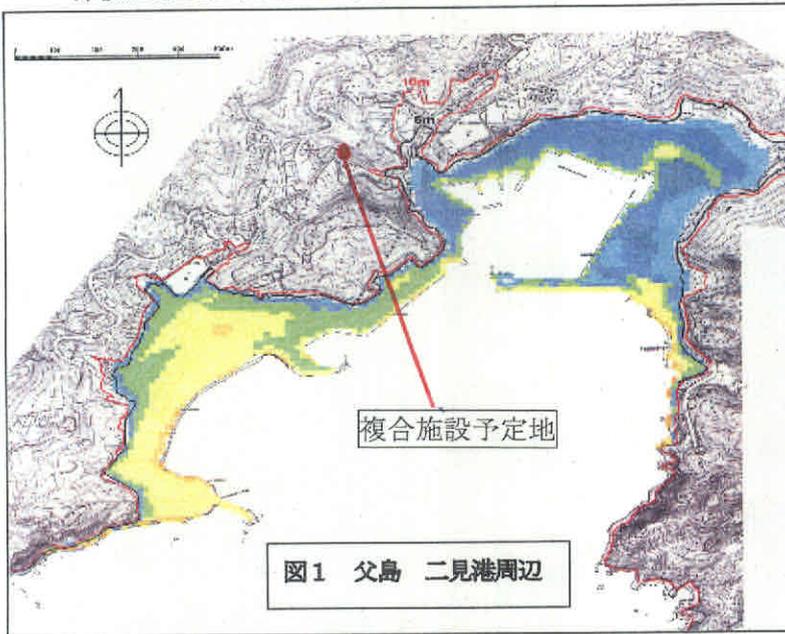


図1 父島 二見港周辺



図2 父島 扇浦周辺

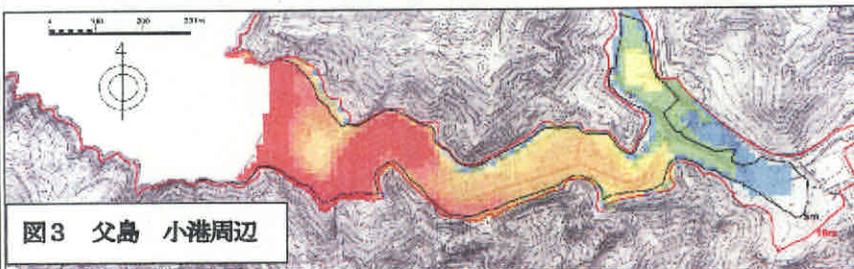


図3 父島 小港周辺

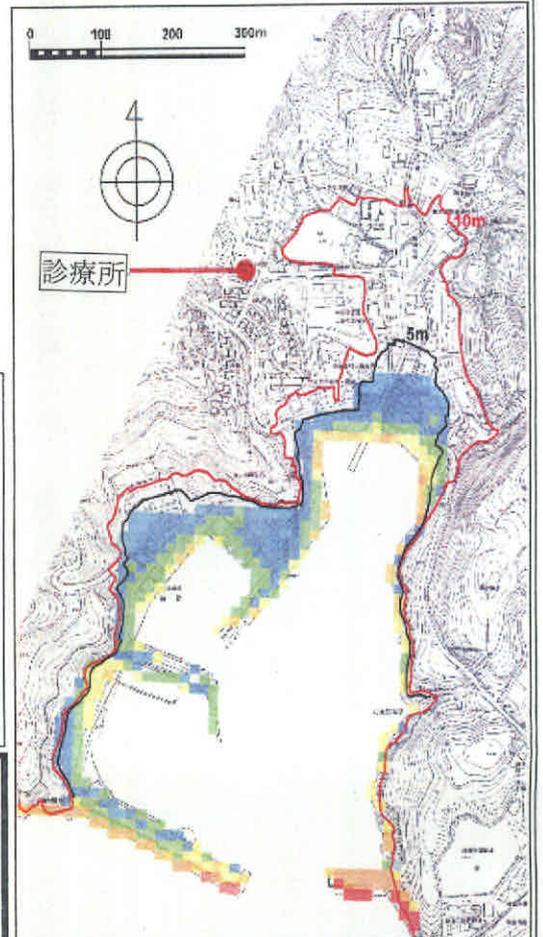
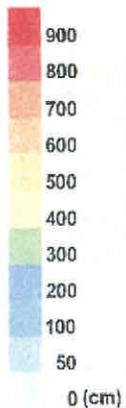


図4 母島 沖港周辺



浸水深
 (「浸水深」とは、それぞれの場所における津波の高さを示しています。)

最大津波：想定 東南海・南海地震

父島 第1波到達時間：およそ92分

図1 二見港周辺 最大水位の到達時間：184分、高さ：7.48m

図2 扇浦周辺 最大水位の到達時間：101分、高さ：6.20m

図3 小港周辺 最大水位の到達時間：220分、高さ：9.93m

母島 第1波到達時間：およそ94分

図4 沖港周辺 最大水位の到達時間：243分、高さ：5.36m

※島の地形等から津波の継続時間が長くなり、また第1波よりもその後の津波の方が高くなる恐れがあります。

津波注意報(警報)が出たら、すぐ海を離れよう。
強い揺れを感じたら、海岸から離れ、とにかく高台へ。
津波は河川を遡るので、川沿いの避難には注意。

総務課 総務係 2-3111
 母島支所 庶務係 3-2111

3. 漁業について

漁業の現状

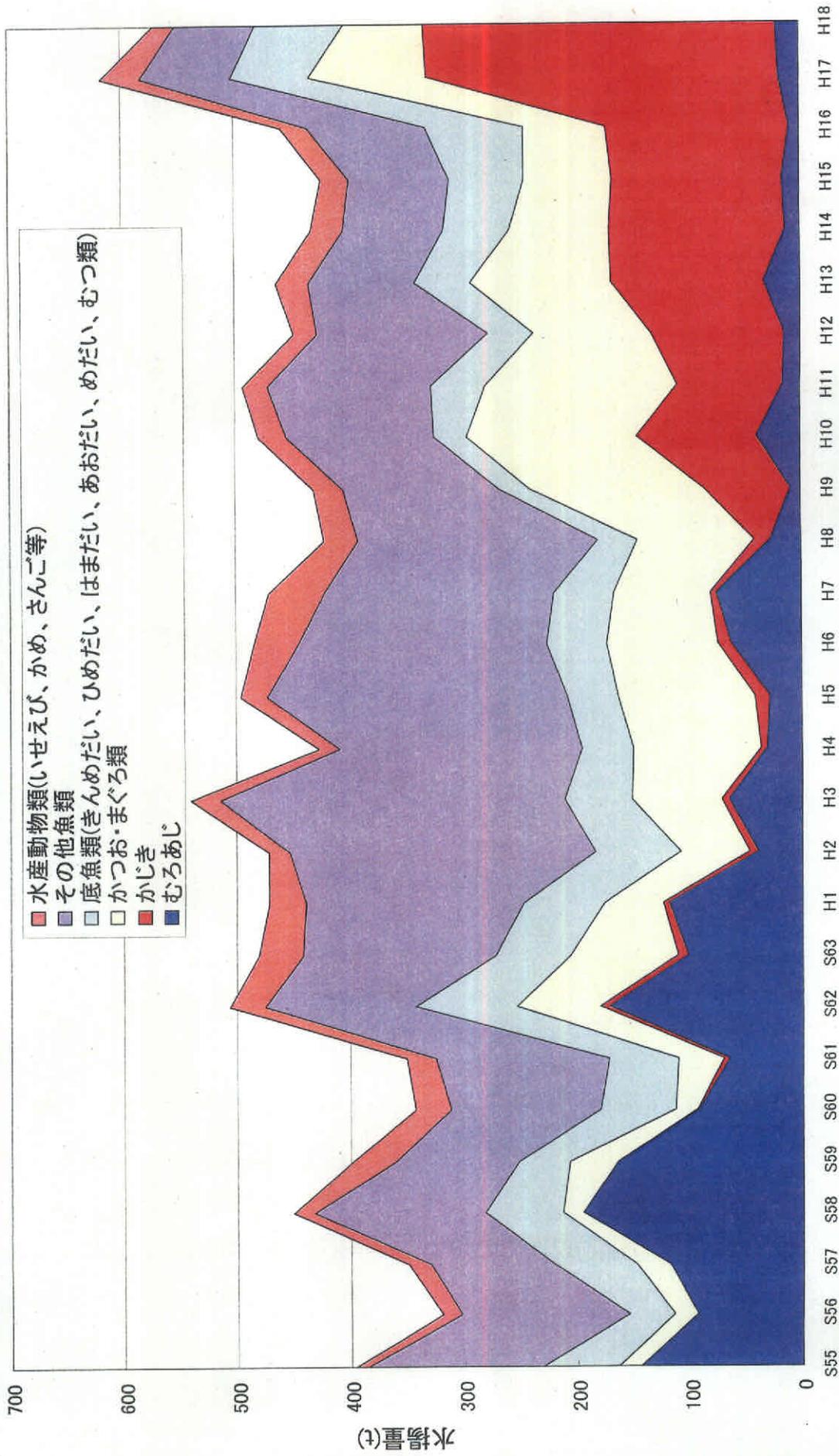
○漁業人口・漁獲高の推移

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	備 考
漁業人口	142	147	145	149	156	単位：人
漁獲高	601,453	552,522	488,913	630,087	593,601	単位：千円
(天然)	410,464	379,113	411,835	551,318	531,991	マグロ、カジキ、ハマダイ等
(養殖)	190,989	173,409	77,078	78,769	61,610	シマアジ、アカハタ

○漁業に関する取組み

- ・漁法の変更
一本釣り漁法 → 立て網漁法
主な漁獲種の変化 ハマダイ・アオダイ等の底魚種 → カジキ(回遊魚)
- ・出荷方法の改良
直近の市場取引価格を基に、高値で取引してくれる市場(気仙沼等)へ優先的に出荷
内地の市場を漁協担当者が定期的に訪れ、魚価の交渉や販路拡大
アルミ箱は回収し再度出荷容器として使用しコストの削減
- ・漁場の開発
温度センサーや深度計のデータを収集・解析し、水産センターの協力のもと、新たな漁場を開発
- ・鮮度の保持
電気ショックを先進地から学び操業に活用
- 養殖への取り組み
・将来的な漁獲高の確保を図るため、内地にはない魚種の種苗化に取り組む

H55～H18 父島・母島の合計水揚量の推移



4. 小笠原における土地利用について

・小笠原諸島振興開発計画において、「土地の利用に関する事項」が定められており、「集落地域」、「農業地域」、「自然保護地域」、「その他の地域」の4つの用途区分に基づき実施。

(単位: km²)

地域区分	島別	父島	母島	その他の島しよ	計
集落地域		1.39	0.22	—	1.61
農業地域		3.46	3.05	—	6.51
自然保護地域		17.49	15.49	37.66	70.64
その他の地域		1.46	1.45	22.74	25.65
計		23.8	20.21	60.4	104.41

- ・小笠原諸島は、以下を除いた全域及び周辺海域が国立公園に指定されており、一般的な土地利用が制限されている。
 - ・父島・母島の集落及び農業地域 ・硫黄島 ・南鳥島 ・沖ノ鳥島
 - ・南硫黄島(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定)
- ・父島・母島の全域は、都市計画区域。
- ・国土利用計画法に基づく監視区域に指定(全国唯一)。500m²以上の土地取引に契約前の届出を義務づけ。

(参考) 東京都・小笠原村の取組み

東京都

都市計画区域マスタープラン[※]で都市計画の大まかな方針を提示するとともに、「小笠原地域づくりガイドライン」を策定し、秩序ある土地利用や小笠原らしい景観の創出のため、土地利用の基本方針や地区毎の方針等提示。

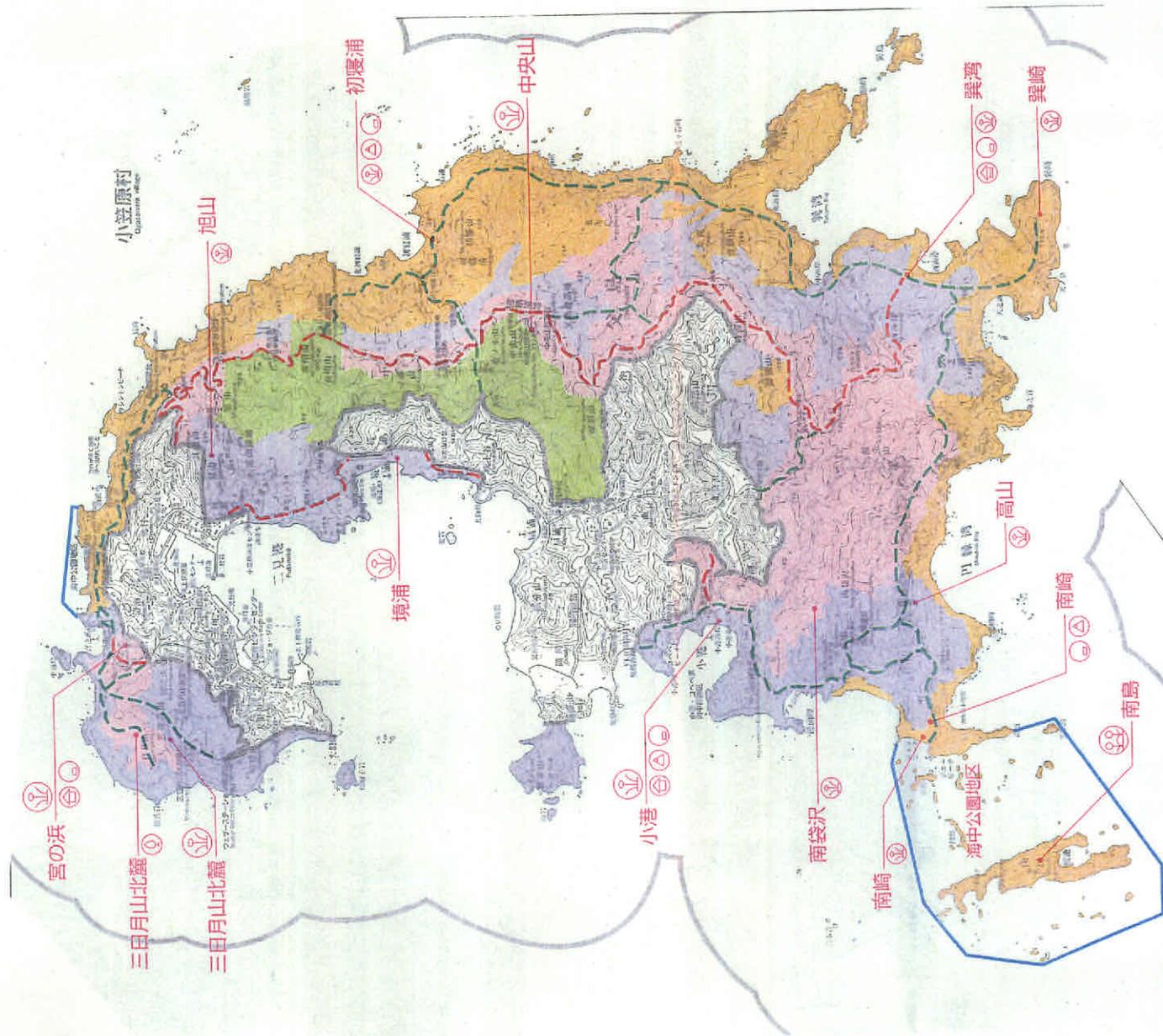
平成20年5月12日の東京都景観審議会において、父島の二見港周辺を景観形成特別地区に指定し、景観法に基づく東京都景観計画において、建築物の形態や色彩等の基準を定め、建築等の際の届出を義務づけとすることを審議。

※都市計画区域マスタープラン：都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。

小笠原村

住民参加の検討により「小笠原まちなみ景観ガイドライン」(平成17年)を策定し、景観形成にあたっての住民の配慮事項を提示。

小笠原国立公園 保護・利用計画概要図(父島)

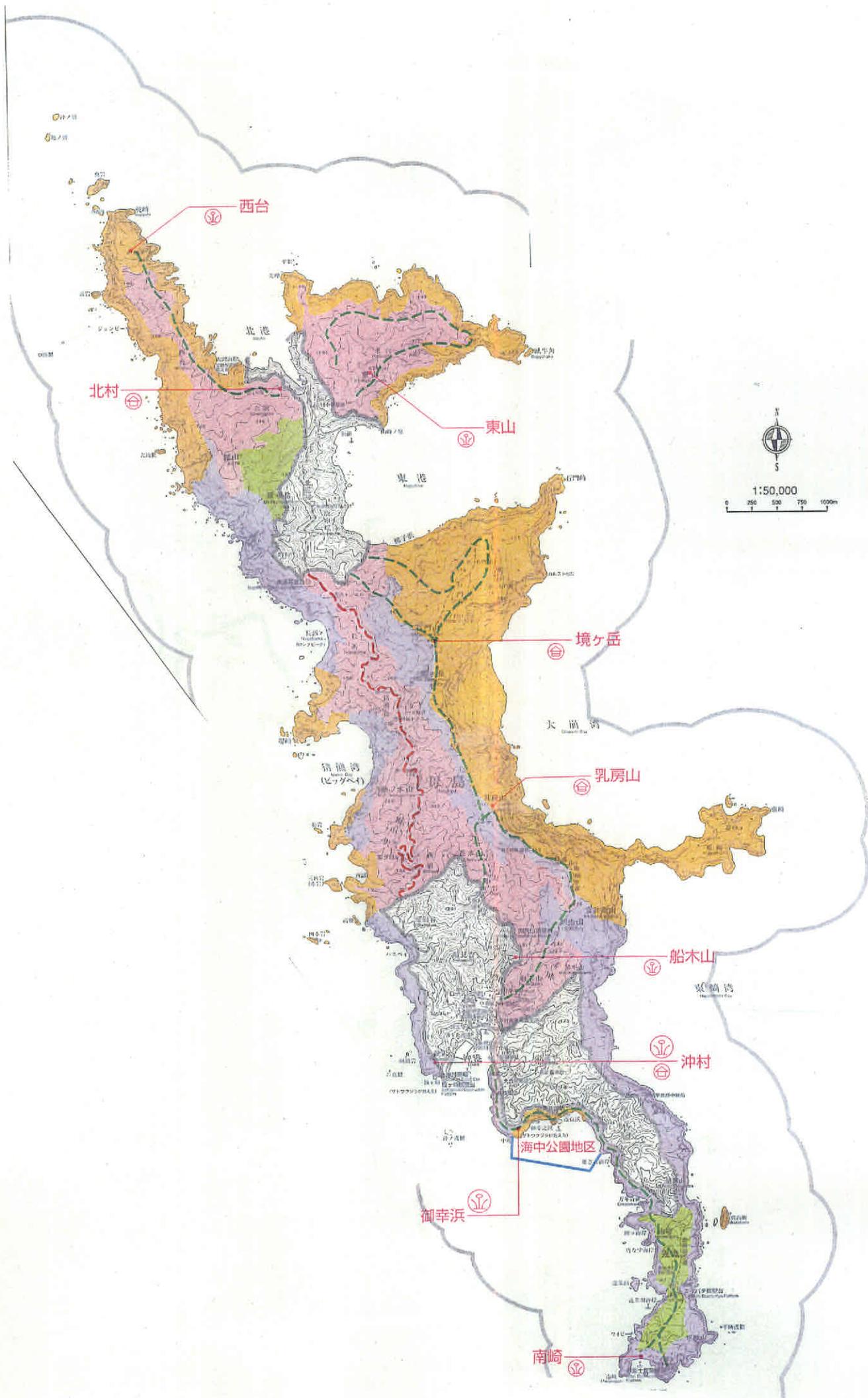


凡例

公園区域	公園区域	地舎	地舎
特別保護地区	特別保護地区	宿舎	宿舎
第1種特別地域	第1種特別地域	避難小屋	避難小屋
第2種特別地域	第2種特別地域	野営施設	野営施設
第3種特別地域	第3種特別地域	係留施設	係留施設
普通地域	普通地域	植樹	植樹
海中公園地区	海中公園地区	植生復元施設	植生復元施設
		草道	草道
		歩道	歩道

※視察の公園計画は平成17年8月末現在のものです。
 ※大記号(上段)は整備済または整備中の施設、小記号(下段)は計画のみの施設です。
 ※草道、歩道は一部未整備の区域があります。

小笠原国立公園 保護・利用計画概要図(母島)



小笠原地域づくりガイドラインのポイント

<p>地域の将来像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・父島、母島の将来像は、「人と自然が共生し、自然と調和した小笠原らしい風景があふれる地域」を目指す。 ・土地利用の基本方針は、小笠原諸島振興開発計画の地域区分を基本とする。 ・景観形成の基本方針は、自然公園区域外での景観計画の適用をはじめ、土地利用の規制誘導策を導入する。
<p>エリア別の地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・父島の二見港周辺エリア、扇浦周辺エリア、洲崎周辺エリア、小曲周辺エリア、北袋沢周辺エリア、母島の沖港周辺エリアについて、各エリアの現状、将来像、取組みの方向性、エリアでの取組みを示す。
<p>地域づくりの進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秩序ある土地利用の構築のため、土地利用の方針の確立、土地利用に係る主な課題への対応、開発ポテンシャルの高い地域の計画的土地利用の促進を検討する。 ・既存ストックの有効活用方策として、公的住宅の再編整備と敷地の有効活用を検討する。 ・小笠原らしい景観の創出・誘導のため、住民と共にすすめる小笠原らしい街並み景観の形成、景観ルールの導入を検討する。

出典：東京都ホームページ

5. 住民やNPOの参画について

小笠原諸島で活動するNPO等について

名称	活動目的	主な行政との共同事業	本拠地	構成人数	最近の活動
特定非営利活動法人 小笠原野生生物研究会	小笠原の野生生物の調査研究を行うと共に、野生生物の保護保全に関するボランティア活動を行い、小笠原の野生生物及び自然環境の保全に寄与することを目的	南島外来種除去事業の啓発指導 モクマオウ等駆除事業	父島	会員147名 (うち島民51名)	南島生態系の保全事業(移入主除去) 嫁島等における植生回復事業 父島におけるモクマオウ等駆除事業
特定非営利活動法人 小笠原自然文化研究所	小笠原の自然文化に関する情報の収集発信基盤となると共に、小笠原の野生生物及び自然環境の調査研究を行い保全に寄与すること、さらに、将来的に小笠原に関する総合博物館を小笠原村内に設立するため、その必要性について意義を啓蒙し、設立に向けての準備活動を行うことを目的	アカガシラカラスバト保護事業 野ネコ緊急捕獲事業	父島	会員357名 (うち島民137名)	アカガシラカラスバト保護事業 野ネコ緊急捕獲事業
特定非営利活動法人 小笠原クラブ	市民と共に企業・行政とパートナーシップを図り、自然環境の保全のため調査・教育・啓蒙活動、継続可能な資源循環型社会と自立した活力のあるまちづくりに関する普及啓蒙活動を行い、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的		父島	会員21名 (うち島民16名)	
オガサワラジジミの会	オガサワラジジミの生息地の保全、域外増殖などに取り組み、小笠原固有のチョウ類オガサワラジジミの保護を図る。	オガサワラジジミ保護対策事業	母島	会員14名 (うち島民14名)	オガサワラジジミ保護対策事業
小笠原ホエールウォッチング協会	ホエールウォッチング振興及びエコツーリズム推進を図ると共に、会員相互の連絡と協調を図りながら、小笠原の発展に寄与することを目的	鯨類の研究、ホエールウォッチング事業の情報提供・PR活動、ガイドの育成等の事業に対して村が補助金を支出	父島	会員358名 (うち島民78名)	鯨類調査研究 自生ルールの制定運用 ホエールウォッチングに関する情報提供 ガイドの認定
小笠原海洋センター (運営主体:特定非営利活動法人 エバーラスティンギンネイ チャー)	小笠原の海洋生物の生態を研究・解明し、アオウミガメをはじめとする小笠原の生物の保護に寄与することを目的	アオウミガメの繁殖状況モニタリング調査、アオウミガメの人工ふ化事業、ナイトレクチャー等の教育・啓蒙事業等に対して村が補助金を支出	父島	会員20名 (職員2名が海洋センターに常勤)	アオウミガメを中心とする海洋生物の調査研究 アオウミガメ人工ふ化事業